



学童クラブのしおり



西東京市児童館キャラクター
「にじポン」

子育て支援部 児童青少年課

令和6年2月7日改定



・学童クラブ入会にあたって	2
・児童館・学童クラブ連絡先	3
・学童クラブの指導日・指導時間について	4
・学童クラブの生活について	5
・災害時等の対応について	9
・けがをした時の見舞金補償保険について（委託学童クラブを除く）	10
・育成料及び間食費について	11
・育成料及び間食費の減免制度について	12
・事故発生時の対応	14
・震災時の学童クラブの対応について（震度5弱以上の地震があった場合）	15
・西東京市学童クラブ共通 災害用伝言ダイヤル（171）の操作方法	16
・もしもの時の対応・・・お子様が「鍵を忘れた」ことに気づいたとき	17
・資料（各種情報）	18
・治癒報告書（書式）	19

学童クラブ入会にあたって

学童クラブ入会にあたりまして、保護者の皆様に「学童クラブ」を理解していただくため、「学童クラブのしおり」を発行しております。

各学童クラブでは、子どもたちが放課後を安心して安全に過ごすために、よりよい環境づくりを行ってまいりますので、保護者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

学童クラブとは

学童クラブとは、小学校等に就学している児童（ただし、5・6年生は障害児のみ）について、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、保護者に代わって学童クラブにおいて集団生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

なお、学童クラブを利用するには毎年度入会申請手続が必要となります。入会決定期間は、年度末までです。（ただし、入会要件によっては期間限定入会となる場合があります。）

児童館をご利用ください！

半数近くの学童クラブが、児童館に併設されています。また、併設か否かにかかわらず、最寄りの児童館と連携をとりながら、日々の指導を進めています。児童館は、0歳から18歳までのお子様を対象とした地域の子どもたちの居場所ですので、学童クラブを終えた子どもたちが地域でたくさんの友だちと出会い、遊べるように、積極的に児童館をご活用ください。（18ページ参照）

学童クラブ・児童館への電話連絡について

学童クラブ・児童館への電話連絡は、下記の時間帯でお願いします。

◆学童クラブ

月曜日～金曜日 11:00～18:00（時間外や不通の場合は、留守電か児童館へ）

土曜日、1日指導日 8:30～18:00

◆児童館

月曜日～土曜日 9:15～18:00



児童館・学童クラブ連絡先

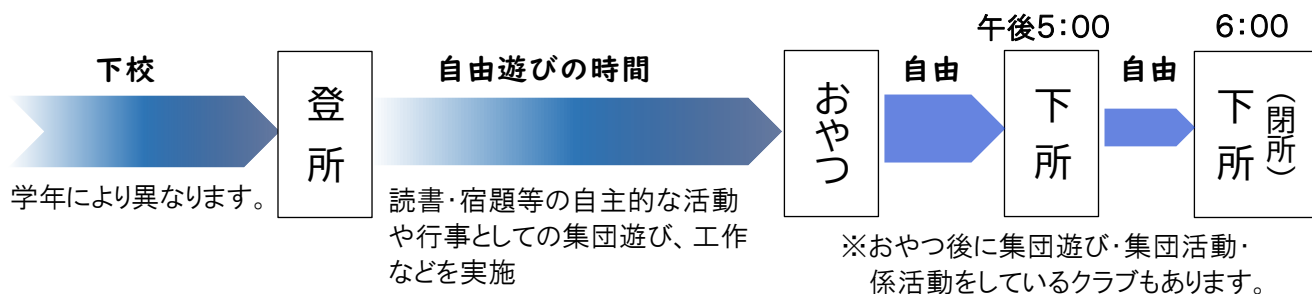
児童館	電話番号	学童クラブ	電話番号
ひばりが丘北児童センター	042-423-4686	ひばりが丘北学童クラブ	042-423-5110
		ひばりが丘北第二学童クラブ	042-423-5124
		住吉学童クラブ	042-421-3280
		保谷第一学童クラブ	042-422-5651
下保谷児童センター	042-422-8346	下保谷学童クラブ	042-422-8680
中町児童館	042-422-8800	中町学童クラブ	042-422-8766
		中町第二学童クラブ	042-422-8805
		本町学童クラブ	042-463-3146
		東学童クラブ	042-421-2115
北原児童館	042-461-2156	北原学童クラブ	042-451-2020
		谷戸学童クラブ	042-421-1661
		谷戸第二学童クラブ	042-425-3640
		本町第二学童クラブ	042-464-9045
		みどり学童クラブ	042-463-3966
保谷柳沢児童館	042-468-7892	保谷柳沢学童クラブ	042-468-8588
		保谷柳沢第二学童クラブ	042-468-1066
		東伏見学童クラブ	042-461-7000
		東伏見第二学童クラブ	042-451-3775
田無柳沢児童センター	042-464-3844	田無柳沢学童クラブ	042-464-3845
新町児童館	0422-55-1782	新町学童クラブ	0422-55-1880
		向台学童クラブ	042-463-0123
		向台第二学童クラブ	042-464-2600
		向台第三学童クラブ	042-466-6151
西原北児童館	042-464-3833	けやき第二学童クラブ	042-464-3834
		けやき学童クラブ	042-464-3812
		中原学童クラブ	042-452-5504
ひばりが丘児童センター	042-465-4540	ひばりが丘第一学童クラブ	042-465-9480
		ひばりが丘第二学童クラブ	042-465-9482
田無児童館	042-462-6237	田無学童クラブ	042-467-4700
		田無第二学童クラブ	042-466-0050
		田無第三学童クラブ	042-464-2650
芝久保児童館	042-465-1678	芝久保学童クラブ	042-465-1651
		上向台学童クラブ	042-467-1238
		上向台第二学童クラブ	042-468-0169
		北芝久保学童クラブ	042-465-9991
		芝久保第二学童クラブ	042-466-2600

●学童クラブの指導日・指導時間について（目安として）

通常日

下校時～午後5時（保護者の勤務状況等により早帰りまたは午後6時まで）

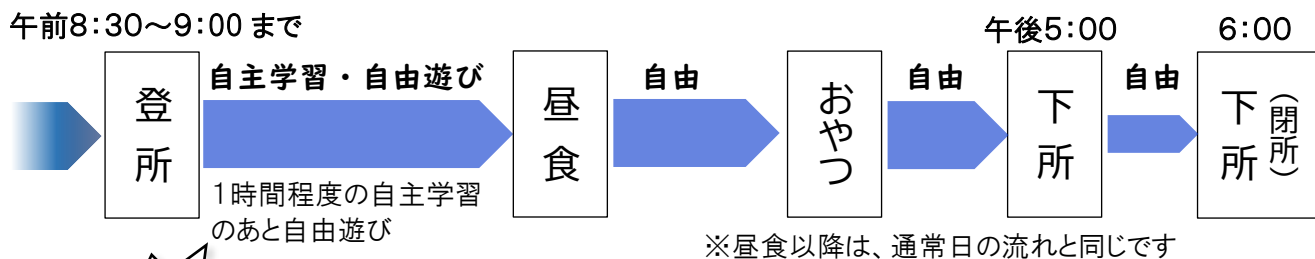
※委託学童クラブについては独自のサービスで開所時間の延長サービスを実施しているところもあります。



土曜日、春・夏・冬休み = 1日指導日

午前8時30分～午後5時（保護者の勤務状況等により早帰りまたは午後6時まで）

※委託学童クラブについては独自のサービスで開所時間の延長サービスを実施しているところも一部あります。



ご注意!

1日指導日は、以下の点に気を付けてください!!

- ★必ずお弁当を持参してください。
- ★児童の安全面を考慮して、午前8時30分よりも前に登所しないようお願いいたします。開所時間前の到着は、安全と近隣住民への配慮のため、お控えください。
- ★9時以降の登所については、事前にご連絡ください。
- ★12時以降の登所は、原則できませんのでご注意ください。

こんな時は、
どうなるの？



○学校の登校時間が遅くなる日

台風・災害等により登校時間が変更になった場合、原則として学童クラブでは午前8時30分から児童の受け入れをしますが、児童の安全を確保するためにも、必ず保護者など責任を持てる方が学童クラブまで児童を送ってください。

※委託学童クラブについては独自のサービスで開所時間の延長サービスを実施しているところもあります。

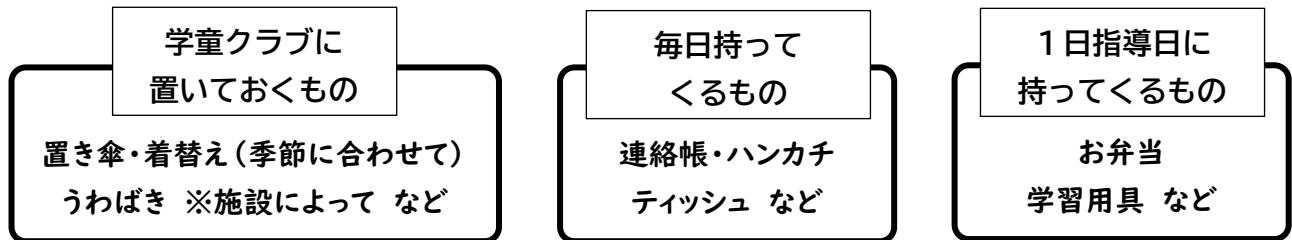
学童クラブの閉所日

日曜日・国民の祝日・年末年始等

※臨時的に学童クラブを閉所する場合は事前にご連絡いたします。

●学童クラブの生活について

◆持ち物 ※持ち物には、必ず名前の記入をお願いします



★その他、必要に応じて各学童クラブによる持ち物



※ご家庭の事情等により携帯電話を持って来られる場合は、各自での管理をお願いします。

◎連絡帳について

連絡帳は学童クラブで用意します。(ただし、紛失した場合はご家庭で用意していただく場合があります。)連絡帳には気づいたこと、わからないこと、気にかかること、事前にわかるお休みの連絡などをお書きください。

連絡帳は、大切な情報交換の手段です。毎日必ず目を通して、保護者のサイン(印)をお願いします。登所する日は必ずお子様に持たせてください。

令和6年度から入退室管理システム「安心でんしょぱと」が導入されます。

連絡帳の運用方法を今後変更する場合には改めてお知らせいたします。

◎お弁当について

1年生の給食開始は、小学校により多少の違いはありますが概ね4月中旬頃です。

それまでは、毎日お弁当が必要です。

また、1日指導日・土曜日の出席のときも忘れずに用意してください。

学童クラブで、麦茶などを用意しています。水筒については各学童クラブにお問い合わせください。



◎宅配弁当サービスの実施について

令和6年度の夏休みから、公営学童クラブにおいても宅配弁当サービスを開始します。本サービスの導入により、保護者様から直接宅配弁当サービス業者に注文し、学童クラブに届いたお弁当をお子様ที่召し上がることができるようになります。

詳細については、夏休み前に別途通知しますので、ご確認の上ご利用ください。

※委託学童クラブについては、既に実施しておりますので、各委託学童クラブにお問い合わせください。

◆欠席・早帰りについて

必ず保護者が、連絡帳や電話などで事前にお知らせください。

学校を欠席する場合は、学校に連絡されるだけでなく学童クラブにも必ず欠席の連絡をお願いします！

※保護者からの連絡がなく欠席の場合は、安全確認のため、緊急連絡カードに基づき出欠確認のお電話をさせていただきます。

また、今後、入退室管理システムの導入により、運用を変更する場合があります。

◇早帰り

保護者の就労時間や、習い事などがある場合、午後5時より前に帰ることができます。集団生活のため、早帰りにつきましては、30分単位を基本にしてお受けします。

早帰りの時点で帰宅扱いになります。⇒ 再度学童クラブに登所することはできません。

※指導時間中の中抜け(学童クラブ登所後、習い事、病院などに通い、学童クラブに戻ることはできません。ただし、学校の授業と認められるものは例外的に認めています。なお、学童クラブ指導員の付き添いはありません。

◆平日（月曜日から金曜日）

保護者が就労等を行っていないときは、原則として学童クラブをお休みし、ご自宅・地域で過ごすようご協力をお願いします。

ご注意ください！

◆土曜日について

(1) 土曜日については、保護者の就労や疾病等の事情によって、児童の監護(お世話)をする方が誰もいないご家庭のみ利用できます。

(2) 入会申請時に提出いただいた勤務証明書で、土曜日の勤務がない場合は利用できません。急な事情で就労等する場合は必ず事前に電話か連絡帳でご相談ください。頻繁に就労等が発生する場合には、土曜日に勤務していることを証明する勤務証明書が必要となります。

(3) 土曜日の出欠席についての変更や登所が遅れる場合は、当日朝9時(最終登所時間)までに必ず学童クラブに連絡してください。(最終登所時間後は、外遊びなどで学童クラブ指導員と連絡がつかない場合があります。)

※学童クラブによっては、他の学童クラブと合同で土曜指導を実施する場合があります。実施場所については学童クラブにご確認ください。当日の連絡は実施場所の学童クラブへお願いします。

◆おたよりについて

学童クラブでは、月々の行事の予定や学童クラブでのお子様たちの様子、保護者会等の出欠票、児童青少年課からのお知らせなどを「おたより」として月一回程度ご家庭に配付しております。

連絡帳と一緒に持ち帰りますので、必ずお読みください。

※今後、入退室管理システムの導入により、運用を変更する場合があります。

◆学童クラブの行事について

学童クラブでは、定例行事や施設外行事、父母会との共催行事等があります。

季節の行事など、各学童クラブで工夫をこらし実施しています。行事の日程等は、各学童クラブのおたよりでお知らせいたします。

◆学童クラブでのタブレットの使用について

1日指導日の「自主学習時間」などで、小学校から出されたタブレットを使用する宿題や学校で指定する学習用クラウドサービス(eライブラリ(学習コンテンツ))など、お子様の学習に限って、学童クラブにおいて小学校で使用しているタブレットを使用できます。

使用に際して、タブレットに破損・紛失等があった場合、原因に関わらず、学童クラブは一切責任を負いません。使用される場合は十分注意するようお子様とお話してください。

また、学童クラブの指導員は、学習の促しは行いますが、学習の支援(教えたり答え合わせをしたりすること)は行いません。学習内容の進捗などにつきましては、ご家庭での確認をお願いします。

西東京市立以外(私立、国立等)の小学校に通われているお子様については、別途ネットワークの設定が必要になりますので、タブレットの使用を希望する場合は学童クラブにご相談ください。

学童クラブタブレット使用に関するお願い

1. タブレットについては、西東京市教育委員会(市立小学校)が定める「学習用タブレット利用の手引き(私立等の小学校へ通っている場合は、小学校のルール)」や「学童クラブでの使用ルール」に沿って使用してください。ルールを守らなかった場合、保護者様にご連絡させていただくことがあります。
学校で指定する学習用クラウドサービス(eライブラリなど)やキーボードのタイピングや学校の宿題などの子どもの学習のみ利用し、学習に関係のないサイト等へのアクセスやアプリケーションのインストール、SNSの利用、写真・動画の撮影、音声の記録、配信等はしないでください。
2. 学童クラブでタブレットを利用する際のインターネットの接続については、学童クラブで整備したWi-Fiを利用します(市立小学校での使用時と同様に自動で接続されます)。
3. 学童クラブの指導員はお子様に対して、答えが何かを教えたり、一緒に考えたり、答えがあるかを確認することなどはいたしません。学習内容の確認等のご家庭で行ってください。
4. 学童クラブでは、自主学習の時間においてタブレットを使用できます。
5. タブレット(付属品を含む)を使わないときは、破損・紛失等を防ぐため、ランドセルやカバンの中にしまうようにしてください。また、他児童との貸し借りはしないでください。
6. 学童クラブでは、自己責任でタブレットをお使いください。万が一、破損・紛失等があった場合、学童クラブでは責任を負いかねます。破損等があった場合は、速やかに小学校の担任の先生に届出をお願いいたします。
7. 学童クラブでタブレット使用中に電池が切れたとしても、学童クラブでは充電できませんので、事前にご家庭で充電してください。

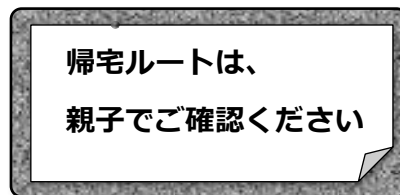
※学童クラブでタブレットを使う際は、ご家庭でお子様と上記のことを確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。

◆学童クラブへの行き帰りについて

保育園・幼稚園とは違い、学童クラブは児童自らが登所する施設です。(職員による送迎はありません。)学童クラブ初日から一人で登所する児童もいますので、お子様が不安なく登所できるよう事前に何度か歩いてみてください。

★帰りについては、できるだけ集団で帰るように指導をいたします。学童クラブから習い事など自宅以外の場所に向かう際には、原則一旦帰宅をしてから向かってください。ご家庭の事情で学童クラブから直接習い事等に向かう際に怪我等をされた場合は、お見舞金が支払えないことがあります。

学童クラブまでの往復についての安全指導等を行います。原則として保護者の責任のもとでお願いしております。



※保護者の皆様には、次のことをお願いします。

- ① 地域の「子ども110番ピーポくんの家（緊急避難の家）」を親子で確認してください。
(突然の雷雨等も考えられますので緊急避難ができる親戚、友人宅や親しくしている店を確保しておくで安心です。)
- ② 学校で貸与している「防犯ブザー」を、お子様に常時持たせてください。
- ③ 学童クラブの登所・帰宅時に、寄り道をしないでください。
- ④ お子様の往復のコースは、親子で覚えてください。
- ⑤ お子様が家の鍵を忘れたとき(17ページ参照)など、もしものときの対応について親子でお話ししてください。
- ⑥ その他、お子様の学校での状況などに変化があった場合には、学童クラブへお知らせください。

◆発熱・発病、けがをしたとき

学童クラブにて発病、けがをした場合等は、様子を見ながら保護者に連絡を取ります。お迎えに来るまでの間、安静にさせてお待ちしますので、できるだけ早く来所してください。また、けがなどの状況によっては職員が付き添い医療機関の受診を行うことがありますので、医療機関へお迎えにきていただく場合もあります。

※緊急連絡カードに記載のある連絡先に連絡しますので、必ず連絡のつく連絡先の記載をお願いします。また、緊急連絡先が変わった場合は、直ちに変更した旨の連絡をお願いします。勤務先等が変わった場合は、勤務証明書の提出が必要です。

ご注意ください!

学校にて具合が悪くなった場合は学校での対応となります。
学童クラブでのお預かりはできませんのであらかじめご了承ください。

◎学校感染症について

学校感染症（おたふく風邪・インフルエンザ・感染性胃腸炎・溶連菌感染症・新型コロナウイルス感染症など）の対応は、学校に準じます。医師より登所許可があった場合は、19ページに添付した「治癒報告書」を保護者ご自身にご記入いただき、学童クラブへ提出してください。提出がないと、学童クラブへは登所できません。なお、「治癒報告書」は市のホームページからもダウンロードできます。

伝染性の病気等（とびひ、頭ジラミなど）に、感染した時もお知らせください。

◎感染症拡大防止対策について

学童クラブでは、育成室内の消毒・定期的な換気等により感染拡大防止に努めながら運営を行っています。

◎学級閉鎖について

学校・学級閉鎖期間は感染予防期間であり、発熱等がみられない場合も新型コロナウイルスやインフルエンザ等に感染している可能性があります。

学童クラブは開所しておりますが、お子様の体調、様子を見てから判断していただくようご協力をお願いします。学童クラブを利用される場合は、検温とマスクの着用のご協力をお願いします。

◆食物アレルギーについて

食物アレルギーによる間食提供対応を必要とするお子様に対しては医師の診断書等に基づき、対応可能な範囲で間食を提供します。「食物アレルギー緊急時対応申出書」等必要書類を提出してください。その他のアレルギーや持病（鼻炎など）についても、あらかじめお知らせください。

●災害時等の対応について

◆学童クラブに登所後の場合

大規模地震警戒宣言が発令された場合や地震（震度5弱以上）・災害等（電車不通等で帰宅困難が発生する程度の台風直撃や大雪）が発生した場合は、保護者等がお迎えに来るまで学童クラブでお子様をお預かりします。

その際の引取り者については原則成人の方とし、保護者からの事前連絡がない場合は、原則緊急引取者届に記載された方以外は引き渡しを行いません。引き渡しの際は本引取届の内容を基に身元を確認の上、引き渡しを行います。

※災害時等につきましては児童の安全を第一に対応しておりますので、保護者からのお電話等でのお問い合わせに対して、十分な対応が取れない場合がありますことをご理解ください。

◆その他の連絡方法

入退室管理システム「安心でんしょばと」、災害伝言ダイヤルやおたより、施設ドアへの掲示、ホームページ等でもお知らせいたします。

●けがをした時の見舞金補償保険について（委託学童クラブを除く）

学童クラブは見舞金補償保険に加入しております。万が一けがをされた場合は、この保険が適用されます。保険会社・学童クラブから申請についてお知らせしますので、関係書類を提出してください。（事故発生時の対応については、14ページをご覧ください。）

約定履行費用補償（見舞金補償）保険

西東京市として、「自治体総合保障プラン・約定履行費用保険」に加入しております。

- ◎この保険は、医療費を保障する保険ではありません。あくまでも見舞金となります。
- ◎けがをした要因によっては、見舞金が支払われない場合もありますのでご了承ください。
見舞金が支払われるかどうかは、保険会社の審査によります。
- ◎父母会との共催行事や施設外行事参加の場合も適用されます（例：公園等で行われる共催行事など）
- ◎学童クラブから、病院や習い事に直接行く間にけがをされた場合は、通常の帰宅路ではありませんので保険の適用外となります。
- ◎学校の授業がある日の学童クラブへの行き帰りは、学校の登下校扱いとなりますので原則学校が加入している保険での対応となります。ただし、学校休業日の学童クラブの行き帰りについては、原則としてこの見舞金の対応となります。
- ◎整骨院については、治療内容によって、当保険の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

≪保障内容≫

区 分	給 付 額		
死亡見舞金	100万円		
入院・通院見舞金	入院	1日以上3日まで	5,000円
		4日以上5日まで	10,000円
		6日以上10日まで	20,000円
		11日以上15日まで	30,000円
		16日以上30日まで	60,000円
		31日以上60日まで	90,000円
		61日以上90日まで	120,000円
	91日以上	150,000円	
	通院	1日以上3日まで	2,000円
		4日以上5日まで	5,000円
		6日以上15日まで	10,000円
		16日以上30日まで	30,000円
		31日以上60日まで	45,000円
61日以上		60,000円	

● 育成料及び間食費について

◆ 金額について

学童クラブ在籍中は、育成料及び間食費を負担していただきます。

育成料及び間食費の保護者負担額は、

月額 7,000円（育成料6,000円と間食費1,000円）です。

学童クラブへの出欠に関わらず、在籍期間中は納付が必要です。

ご注意ください！

1か月の出席がまったくない場合でも、退会届等を提出しない限り
育成料及び間食費を負担していただきますのでご了承ください。

ただし、同一世帯で児童が2名以上学童クラブに在籍している場合の2人目以降の児童については、1人あたりの育成料が半額（育成料3,000円と間食費1,000円、合計月額4,000円）になります。また、月の15日以前の退会と16日以降の入会は、月の育成料と間食費それぞれが半額（育成料3,000円と間食費500円、合計月額3,500円）になります。

◆ 支払方法について

学童クラブ育成料及び間食費の納入方法は、原則口座振替をご利用ください。口座振替は一度の申し込みで、年度が変わっても継続してご利用いただけます。また、新たに兄弟姉妹が入会した場合も、同一口座からの引き落としができます。4月分から新たに口座振替をされる場合には、令和6年2月26日（月）までに、指定金融機関にて申し込みをお願いします。手続き完了までの間は納入通知書（納付書）での支払いになります。また、口座振替がご利用いただけない方に限り、納入通知書によるお支払いも可能です。口座振替利用の方には口座振替通知書を、納入通知書利用の方には納入通知書を 4月中旬に送付します。

～学童クラブ育成料等は必ず納期限までに納入してください～

学童クラブは、国や都からの補助金、市の負担及び保護者にお納めいただいている育成料等で運営をしており、学童クラブ育成料等の滞りの発生が増加することにより運営そのものに支障が生じることとなります。また、保護者間の著しい負担の不均衡を生じさせ、不公平感の増長につながります。納入期限内の納入にご協力をお願いいたします。

なお、納入の意思が見られない悪質な滞納の場合は、最終的には法律に基づいて訴訟手続を行い、強制執行手続（財産の差し押え等）の対象となります。

※一時的に納入が遅れる場合は、児童青少年課まで事前にご相談ください。



減免制度があります！

◆育成料及び間食費の減免制度について

次のいずれかに該当する場合は、育成料及び間食費について減免を受けることができますので、申請をしてください。減免申請書は、4月中旬に口座振替通知書又は納入通知書を送付する際に同封します。（注意：申請は、毎年度必要です。）

- (1) 生活保護法による被保護世帯
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が児童の保護者のいずれかである世帯
- (3) 児童育成手当受給世帯のうち、市民税・都民税非課税世帯
- (4) 市民税・都民税非課税世帯（児童育成手当受給世帯以外）
- (5) 西東京市就学援助費受給世帯
- (6) 児童がアレルギー疾患等でおやつを食べることができないと認められる場合

育成料及び間食費の減免申請時期は、4月～7月末の予定です。

8月以降に申請した場合、申請した月からの減免となります。
4月分からさかのぼっての減免はできません。

減免の申請については、入会案内・学童クラブのしおり・おたよりなどでお知らせしています。

※減免申請をお忘れになると通常の育成料等が賦課されますので、対象となる方は、必ず申請忘れのないようお願いいたします。

◆入会許可の取消しについて

次の各号のいずれかに該当する場合は、入会許可を取消しいたします。

- (1) 対象とする児童またはその保護者が定められた要件を欠くに至ったとき。
- (2) 入会手続きに偽りがあったとき。
- (3) 長期欠席の場合（病気等で休会届を提出している場合を除く）。
- (4) 求職期間が続いた場合は、退会となります（1ヶ月間、延長により最大2ヶ月間まで）。

※年度途中から求職活動をされる方は、学童クラブにその旨を必ずご連絡ください。

◆退会・休会の届出について

学童クラブを退会または休会させる場合は、すみやかに退会届・休会届を学童クラブに提出してください。退会届・休会届は学童クラブまたは児童青少年課にあります。

休会は、児童本人が病気等の理由で通所不可能な場合が該当します。（個人的な理由での休会はありません。）

退会は、退会届が提出されないと認められません。退会届が提出されるまで育成料及び間食費がかかります。また、退会日を遡及しての退会届の受理は認められませんのでご注意ください。

なお、退会の日付により育成料及び間食費が減額になる場合があります。（11ページ「●育成料及び間食費について ◆金額について」をご覧ください。）詳しくは児童青少年課にお問い合わせください。

◆個人情報の取扱いについて

学童クラブでは、入会する児童等に関する個人情報の取扱いについては、「西東京市情報セキュリティポリシー」に基づき、管理をしております。学童クラブ事業の円滑な運営を図るため、以下の内容につきまして、個人情報の一部共有と取扱いについてご理解をお願いいたします。

※入手した情報は、学童クラブ運営の目的以外には使用いたしません。

※父母会等への個人情報の提供はできません。

1 学校教育との連携・協力について

学童クラブは、授業終了後クラス毎に登所しますので、日頃から学校教育と連携を図っています。例えば、他の児童が登所しているのにまだ登所していないなどの際、学校に問い合わせを行うなど、一人ひとりの児童の安全確認と健康等について、日頃から連携・確認を行っております。そのため、学校と必要な情報の連携（児童名等）を行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

2 学童クラブ発行の「おたより」について

各施設では、学童クラブでの生活や行事・児童のトピックス等を「おたより」として月1回程度、各ご家庭に配付しています。誕生日のお祝い・入退会児童のお知らせ等、個人名を記載させていただいております。※住所・保護者名・連絡先は記載しません

◆学童クラブの運営業務委託について

以下の9学童クラブについては、運営業務の委託を実施しております。

北原学童クラブ、谷戸学童クラブ、向台学童クラブ、向台第二学童クラブ、下保谷学童クラブ
ひばりが丘第一学童クラブ、ひばりが丘第二学童クラブ、東伏見学童クラブ、東伏見第二学童クラブ

市では、児童の健全育成の推進や学童クラブサービスの多様化に対応するため、民間活力を導入しながら、サービスに特色をもった学童クラブの運営を展開しています。

委託については、指定管理者制度のような施設の管理・運営のすべてを事業者任せにはありません。

委託学童クラブについても他の学童クラブと同様に入会の申請受付から入会決定、育成料等の徴収などは市において行われます。市の管理・監督のもとで、学童クラブが運営されています。

ご理解とご協力をお願いします

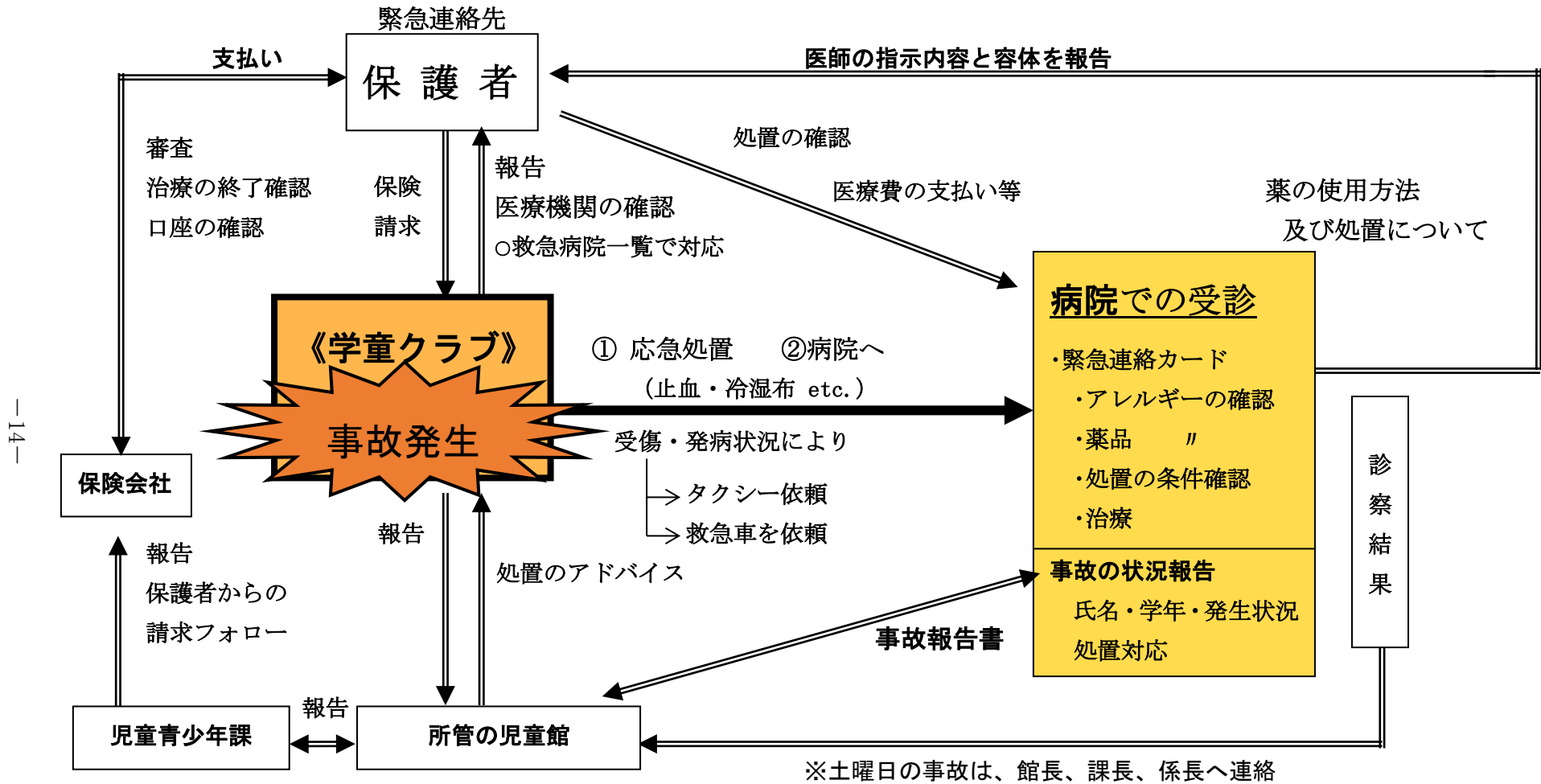


虐待の通知（通告）について

学童クラブは、子どもに密接に関わりをもつ施設として、職員は虐待を発見しやすい立場にあり「児童虐待の防止等に関する法律（第5条）」でも定められているように虐待の早期発見に努め、発見した場合は速やかに「子ども家庭支援センター（のどか）」等に通知（通告）を行います。

→児童虐待の定義・・・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
また市民である保護者のみなさんも、虐待が疑われるようなことを見聞きした際には、迷わず通知（通告）してください。（通知者のプライバシーは守られます）

事故発生時の対応



震災時の学童クラブの対応について(震度5弱以上の地震があった場合)

1 運営について

- 保護者等がお迎えに来るまで学童クラブにおいてお子様をお預かりします。
- 臨時(計画停電により急きょ、学校が休校となった場合等)であっても、学校休業日は1日指導日とします。

2 学童クラブ施設が被災した場合

- 学童クラブが被害を受けた場合は近隣の避難広場へ避難します。
(可能な限り避難した旨、貼り紙をします。)

3 災害用伝言ダイヤル

災害時には災害用伝言ダイヤルを活用いたします。

- 1) お子様の引渡し場所を明確にするため、次の場合は災害用伝言ダイヤルを活用いたしますので、学童クラブの電話番号にメッセージを残します。
- 2) お子様が医療機関へ搬送された時は、緊急連絡先電話番号にメッセージを残します。
- 3) 災害用伝言ダイヤルの操作方法
16 ページを参照してください

4 災害用伝言ダイヤル(伝言の例)

- 1) 学童クラブに残した伝言(避難所へ避難する場合)
こちらは、●●●学童クラブです。
××避難所へ避難しましたのでお迎えは避難所の方をお願いします。
- 2) 学童クラブに残した伝言(学童クラブに残る場合)
こちらは、●●●学童クラブです。
お子様は学童クラブでお預かりしております。学童クラブまでお迎えをお願いします。
- 3) 自宅の電話番号に残した伝言
こちらは、●●●学童クラブです。
〇〇さんは、××病院に搬送されましたので病院に直行してください。

5 保護者の方へのお願い

強く余震が続くような場合は、お子様たちの安全確保を優先します。児童の安全を確保するにはたくさんの職員の手が必要となります。その場合は、電話対応等ができない場合もありますので、お迎えをお願いいたします。保護者のお迎えまで児童の安全を守り不安を取り除くよう全力で努力します。ご家庭でも通常の交通手段が使用できないことも想定し、確実にお迎えに来られる方などを決めてください。

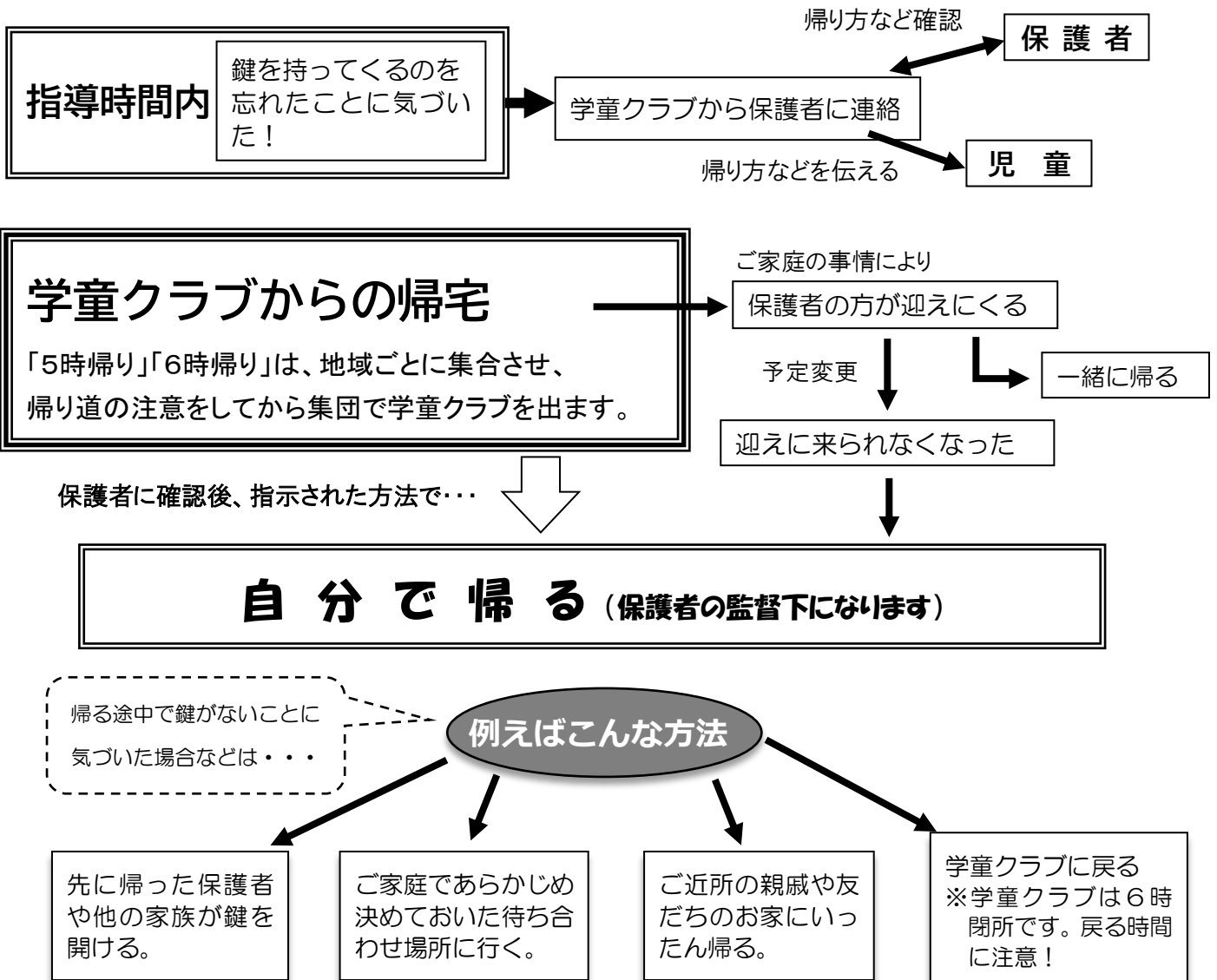
また、仕事がお休みや出張等で会社にはいない場合は、普段から事前に指導員への連絡をお願いします。

西東京市学童クラブ共通 災害用伝言ダイヤル(171)の操作方法

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行ってください。

操作手順		伝言の録音	伝言の再生
①	171をダイヤル	【171】	
②	録音または再生を選ぶ	<p><ガイダンス> こちらは災害用ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。</p>	
		【1】	【2】
③	被災地の方の電話番号を入力する	<p><ガイダンス> 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地地域以外の方は、連絡を取りたい被災の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。</p>	
		<p>042-●●●-xxxx (所属する学童クラブの電話番号) ※3ページ目の学童クラブの電話番号をご参照ください。</p>	
伝言ダイヤルセンターに接続します。			
④	メッセージの録音 メッセージの再生	<p><ガイダンス> 電話番号0xxxの伝言を登録します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の【1】のあとシャープを押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号の誤りの場合、もう一度おかけ直してください。</p>	
		【1】【#】	【1】【#】
		<p><ガイダンス> 伝言をお預かりします。ピツという音の後に、30秒以内でお話してください。</p>	<p><ガイダンス> 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移るときは、数字の9の後にシャープを押してください。</p>
		伝言の録音	伝言の再生
		【9】【#】	<p>お伝えする伝言は以上です。 ※ 録音はしないで下さい。</p>
		<p><ガイダンス> 伝言を繰り返します。訂正される時は数字の8の後にシャープを押してください。 録音した伝言内容を確認する。</p>	<p><ガイダンス> お伝えする伝言は以上です。</p>
⑦	終了		

◆もしもの時の対応・・・お子様が「鍵を忘れた」ことに気づいたとき



大事です！

ご家庭で必ず話し合っておいてください！

- ☆ 鍵を持っていないときは、どのように行動するか
- ☆ 保護者の帰りをどのように待つか

低学年のうちはお子様も保護者の方も不安があるかもしれませんが、鍵を持たせる練習は今後必要となるため大切なことです。

保護者の帰りを待つ方法も、具体的にお子様と確認しておくとう安心です。

また、地域に頼れる方々がいらっしゃるのとはとても心強いことです。

お子様のためにも保護者の方がすすんで地域の方々との関係を築いていただければ幸いです。

●資料（各種情報）

◆児童館について

児童館は、子どもの権利条約及び児童福祉法の理念に基づく児童福祉施設で、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊びや生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的とする施設です。

児童センターは、児童館の機能に加えて、遊び（運動を主とする）を通じての体力増進を図ることを目的とする事業・設備のある施設です。

小学生向けには・・・

館内にはいろいろな遊具があり、自由に遊ぶことができます。

工作やクッキング、野外活動、集団遊び、観劇会など、色々な行事があります！

外遊びができる「館庭」がある施設もあります。



各児童館・児童センターで児童館だよりを掲示（館内・屋外）・配布しています。

- ・地域の小学校に小学生版の児童館だよりを配布しています。
- ・各児童館・児童センターの児童館だより、イベント情報、乳幼児活動等は市ホームページで確認できます！



◆学童クラブについて

西東京市のホームページ内に、学童クラブを紹介するページがあります。

「治癒報告書」などもダウンロードして使用することができます。

★西東京市Web「学童クラブとは」

《<https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kosodate/gakudoclub/about.html>》



治 癒 報 告 書

児童青少年課長 殿

病名 _____ に伴い、

月 日 ～ 月 日まで療養の結果
医師より登校許可がありましたので、

月 日から学童クラブに登所させます。

年 月 日

学童クラブ名 _____

学年 _____

氏名 _____

保 護 者 名 _____

受診した病院名 _____



《問合せ先》

◆各児童館・児童センター（3ページを参照）

または

◆子育て支援部児童青少年課管理係

TEL 042-464-1311 内線 11541 11542

TEL 042-460-9843（直通）